

事務連絡

平成22年4月30日

(最終改正平成26年11月25日)

各都道府県市町村担当課 }
各指定都市企画担当課 } 御中

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

定住自立圏構想推進のための地方財政措置について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第9（2）に基づき、本構想推進のための地方財政措置について取りまとめたので、下記のとおりお知らせします。貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

記

1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置

中心市及び近隣市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業、定住自立圏共生ビジョン懇談会等に要する経費に対して、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

(2) 対象経費

① 中心市における対象経費

- ・ 定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費
- ・ 定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費（旅費、謝金）
- ・ 定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費
ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものとする。また、地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費についても、対象としないものとする。

② 近隣市町村における対象経費

- ・ 定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費
- ・ 定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費
ただし、事業費から国庫補助金等の特定財源の額及び他の特別交付税措置の算定項目により措置された額を控除した額に限るものとする。また、地方自治体職員の給与又は給与に相当する経費についても、対象としないものとする。

(3) 措置額

① 中心市の措置額

ア 下記イ、ウ、エ又はオに該当しない中心市

(2) ①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる算式により得た額を超えるときは、次の算式により得た額を上限とする。

算式

$$1,000 \text{ 万円} + 7,500 \text{ 万円} \times (A \times \alpha + 1) \times (B \times \beta + 1) \times (C \times \gamma + 1)$$

A：(当該定住自立圏の近隣市町村の合計人口／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均人口) - 1

B：(当該定住自立圏の近隣市町村の合計面積／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均面積) - 1

C：(当該定住自立圏の近隣市町村数／全定住自立圏の近隣市町村における1圏域当たりの平均市町村数) - 1

$\alpha \sim \gamma$ ：AからCまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数

上記Aの人口及びBの面積については、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成22年10月1日現在の数値（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いることとする。

なお、「全定住自立圏の近隣市町村」とは、特別交付税措置の算定を行う年度の11月1日現在において、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村、下記イ又はウにより近隣市町村とみなす近隣地域の合併関係市町村及び下記オに該当する中心市と合併を行った圏域内の近隣市町村をいう。

イ 定住自立圏形成方針を策定した中心市（下記オに該当する場合を除く）

（2）①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が、近隣地域の合併関係市町村を近隣市町村とみなした数値を用いて、アの算式により得た額を超えるときは、アの算式により得た額を上限とする。

なお、当該上限額が平成25年度の上限額を下回る中心市にあっては、平成25年度までに策定された定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、平成25年度と同額を上限とする。

ウ 「広域的な市町村の合併を経た市に関する特例の要件について（通知）」（平成21年4月1日付け総行応第40号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に規定する1から3までの要件のいずれかを満たす中心市であって、近隣にある市町村と定住自立圏形成協定を締結したもの（上記イに該当する中心市のうち近隣にある市町村と定住自立圏形成協定を締結したものを含む。）

（2）①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が、近隣市町村の合計人口、合計面積及び近隣市町村数の数値に、近隣地域の合併関係市町村を近隣市町村とみなした数値を加えた数値を用いて、アの算式により得た額を超えるときは、アの算式により得た額を上限とする。

エ 要綱第7に規定する特例に基づき中心市とみなされる2つの市

(ア) それぞれの市の人口がいずれも4万人以下の場合

それぞれの市について(2)①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額がアの算式により得た額を両市の人口で按分した場合の当該市に係る額を超えるときは、当該額を上限とする。

(イ) いずれか一方の市の人口が4万人以下の場合

それぞれの市について(2)①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額がアの算式により得た額を両市の人口で按分した場合の当該市に係る額を超えるときは、当該額を上限とする。

(ウ) それぞれの市の人口がいずれも4万人を超える場合

それぞれの市について(2)①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額がアの算式により得た額を超えるときは、アの算式により得た額を上限とする。

この場合において、それぞれの市の近隣市町村の合計人口、合計面積及び近隣市町村数については、それぞれの数値を2で除して得た数値を用いることとする。

オ 定住自立圏共生ビジョン策定後に圏域内の近隣市町村と合併を行った中心市(当該定住自立圏共生ビジョンの期間中に限る)

(2)①の対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額とする。ただし、その額が次に掲げる算式により得た額を超えるときは、次の算式により得た額を上限とする。

算式

$$D + E \times 1,500 \text{ 万円}$$

D：合併前の中心市について、当該合併が行われなかったものとした場合の近隣市町村の合計人口、合計面積及び近隣市町村数を用いてア、ウ又はエの算式により得た額

E：当該合併が行われる前の時点での近隣市町村数

②近隣市町村の措置額

(2) ②の対象経費の一般財源の合計額とする。ただし、合計額が1,500万円を超えるときは、1,500万円を上限とする(複数の中心市と定住自立圏形成協定を締結している場合において同じ)。なお、定住自立圏共生ビジョン策定後に圏域内の近隣市町村同士が合併した場合にあっては、当該合併を経た近隣市町村については、当該定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、合併関係市町村数に1,500万円を乗じて得た額を上限とする。

2. 地域活性化事業債における定住自立圏推進事業

地域活性化事業債において、「定住自立圏推進事業」を対象とすることとし、その協議又は許可申請における同意又は許可については、各種地方債関係通知によることとしている。

3. 外部人材の活用に対する財政措置

定住自立圏共生ビジョンに基づく取組を展開するため、圏域外における専門性を有する人材を活用するための経費を対象として、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

(1) 対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

(2) 対象経費

関係市町村が取り組む施策等の分野において相応の専門知識、経験及び実績を有し、全国的に活動している人材等の活用に係る謝金、旅費、資料作成費、会議費、調査委託費等を対象とする(ただし、地方自治体の職員を活用する場合にあっては、当該人材の給与に相当する経費は対象外とする。)

圏域のニーズに応じた適切な専門家の活用が期待されるが、例えば、国が実施する下記事業のような人材支援事業の登録者又は派遣経験者等を参考とされたい。

- 地域活性化伝道師（内閣官房地域活性化統合事務局）
- 地域人材ネット（総務省自治行政局地域自立応援課）
- 地域情報化アドバイザー（総務省情報流通行政局地域通信振興課）
- 観光カリスマ百選（観光庁観光地域振興部観光地域振興課）

なお、本措置に係る基礎数値の照会を行う際に、活用する人材の職・氏名、略歴、当該人材を活用して推進する取組の概要等について照会する予定である。

（３）措置上限額

１市町村当たり年間７００万円を上限とする。ただし、同一の定住自立圏の圏域を構成する市町村の上限額の合計の範囲内において、各市町村の上限額を変更することは差し支えない（例：３市町村で圏域が形成されている場合において、中心市Ａ市１，０００万円、近隣市町村Ｂ町５００万円、近隣市町村Ｃ村６００万円。）。

この場合において、１（３）①イ又はウに該当する市については、平成２５年度までに策定された定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、近隣地域の合併関係市町村を近隣市町村とみなし、近隣地域の合併関係市町村数に３５０万円を乗じて得た額を上限額に加算する。また、定住自立圏共生ビジョン策定後に圏域内において合併が行われた場合にあつては、当該定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、当該合併を経た市町村については、合併関係市町村数に７００万円を乗じて得た額を上限とする。

また、上限額の範囲内において、複数の人材を活用することは差し支えない。

以上の点を踏まえ、本措置の活用にあたっては、あらかじめ、関係市町村間で十分に調整を行い、定住自立圏共生ビジョンに外部人材の活用方針（活用する主な政策分野及び関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方）を明記しておくこと。

（４）措置期間

本措置は、本措置を活用した初年度を含めて３年度以内に限り、措置するものとする。

4. 定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業

定住自立圏共生ビジョンに基づく取組の推進に資する事業を支援するために、公益法人等が民間事業者等に融資、債務保証又は投資等（以下、「融資等」という。）をするための資金として、中心市や近隣市町村が出資又は貸付（以下、「出資等」という。）を行い、原則として圏域全体で1つのファンドを形成する事業（地方単独事業に限る。）について、以下のとおり、所要の財政措置を講じることとしている。

（1）対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

（2）措置内容

出資等に係る経費を一般単独事業債の一般事業の対象とし、充当率については90%とする。また、その償還金利子に0.5を乗じた額について、特別交付税措置を講じる。

（3）本事業を活用した融資の対象として想定される取組

圏域内の経済の活性化や、住民が安心して暮らせる圏域の創出に資する事業であって、公益に資するものを対象とする。

具体的には、以下のような取組が想定される。

- ①圏域における生活機能の強化に資する取組（大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の役割の強化等）
- ②圏域内外の結びつきやネットワークの強化に資する取組（地域公共交通サービスの提供、ICTの活用、地産地消、都市との交流・移住促進等）
- ③圏域マネジメント能力の強化に資する取組（研修機関の整備等）

（4）留意事項

①市町村が出資等を行った資金が毀損することがないように、公益法人等が責任を持って、過去の類似のファンドの収支実績など客観的な根拠に基づく確実かつ安全な事業計画及び収支計画を作成するとともに、

計画については、実績に応じて、定期的に必要な見直しを行うこと。仮に、リスクが顕在化した場合には、新たに行う融資等の条件を含め、事業計画及び収支計画を見直すとともに、公益法人等が自らの資金運用益等をもって補填するようにするなど、公益法人等に経営責任を持たせること。

- ②融資等の審査に当たっては、公益法人等に学識経験者や専門家等から構成される審査委員会等を設置して意見聴取を行うなど、融資等の客観性や安全性が担保される制度的枠組みを準備することが望ましい。
- ③出資等を行った関係市町村は、公益法人等の作成する収支計画や融資等の内容が当該ファンドの形成の趣旨に沿ったものとなるよう、助言その他の適切な対策を講じること。
- ④本措置の活用に当たっては、あらかじめ、関係市町村間で十分に調整を行い、定住自立圏共生ビジョンに当該ファンドを形成する旨及びその目的や関係市町村の出資等の割合に係る基本的な考え方を明記しておくこと。

5. 地域総合整備資金（ふるさと融資）の取扱い

地域総合整備資金（地方自治体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金）の貸付対象事業のうち、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施されるものについて、以下のとおり、貸付限度額等の引き上げを行うこととしている。

（1）貸付対象事業1件あたりの貸付限度額

施設区分/団体		通常地域	定住自立圏
通常の 施設	都道府県・指定都市	42億円	67.5億円
	市町村	10.5億円	16.8億円
複合 施設	都道府県・指定都市	63億円	101.2億円
	市町村	15.7億円	25.3億円

※複合施設…貸付対象事業が年度を越えて実施され、かつ複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。

(2) 貸付対象事業1件あたりの貸付額の借入総額に対する割合

	通常地域	定住自立圏
融資比率	35%	45%

※用地取得費は、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として算入することができる。

(3) 貸付対象者

中心市の定住自立圏共生ビジョン策定後、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連した事業を実施する民間事業者等。

6. 個別の施策分野における財政措置

(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置

定住自立圏の中核的な病院として位置付けられ、その名称が定住自立圏共生ビジョンに記載された市町村立病院又は民間病院が中心となっていく病診連携等の事業に要する経費に対して、市町村が支出する負担金の額について、以下のとおり、特別交付税措置を講じることとしている。

①対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

②措置額

市町村が支出した負担金の額に0.8を乗じて得た額とする（負担金の額が1,000万円を超えるときは、1,000万円に0.8を乗じて得た額を上限とする）。ただし、同一の定住自立圏の圏域を構成する市町村の上限額の合計の範囲内において、各市町村の上限額を変更することは差し支えない。

この場合において、1(3)①イ又はウに該当する市については、平成25年度までに策定された定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、近隣地域の合併関係市町村を近隣市町村とみなし、近隣地域の合併関係市町村数に500万円を乗じて得た額に0.8を乗じて得た額を上限額に加算する。また、定住自立圏共生ビジョン策定後に圏域内

において合併が行われた場合にあっては、当該定住自立圏共生ビジョンの期間中に限り、当該合併を経た市町村については、合併関係市町村数に1,000万円を乗じて得た額に0.8を乗じて得た額を上限とする。

なお、本措置の活用にあたっては、あらかじめ、関係市町村間で十分に調整を行い、定住自立圏共生ビジョンに関係市町村の費用負担割合に係る基本的な考え方を明記しておくこと。

③想定される主な対象経費

- ア 診療所等への中核的な病院からの医師、看護師の派遣に要する経費
- イ アの事業を行うために必要となる医師、看護師の確保及び配置に要する経費（増嵩経費）
- ウ 中核的な病院による圏域内の巡回診療に要する経費
- エ ウの事業を行うために必要となる医師、看護師等医療従事職員の確保及び配置に要する経費（増嵩経費）
- オ 中核的な病院との連携の下、民間診療所等が交代して夜間休日診療を行うために要する経費
- カ 中核的な病院との連携の下、診療所等による訪問看護に要する経費
- キ 中核的な病院と連携した画像診断等の遠隔医療システム運営に要する経費
- ク 離島等からへり、航空機、船舶による中核的な病院への救急患者搬送に伴い市町村が負担した経費
- ケ アからクまでの取組を行うための医療機関、医師会等の協議組織等の運営に要する経費

④留意事項

- ア 負担金は、必要な経費から国庫補助金、診療報酬、その他特定財源を控除した額を対象とすることとし、財源の過充当にならないように留意すること。
- イ へき地保健医療等に対する特別交付税措置との重複関係に注意し、二重措置にならないように留意すること。

(2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ

へき地保健医療については、「第11次へき地保健医療計画の策定等について」（平成22年5月20日付け医政発第0520第9号厚生労働省医政局長通知）及び「へき地保健医療等に対する地方財政措置について」（平成23年6月30日付け総務省自治財政局準公営企業室事務連絡）等に基づき、平成23年度から平成27年度までの5か年を計画期間として、国の示す策定指針に基づき、都道府県が地域の实情に応じたへき地保健医療計画及びへき地保健医療事業実施計画を策定し、これらの計画に基づくへき地保健医療事業に対して所要の地方財政措置が講じられている。

このうち、定住自立圏共生ビジョンに明記する定住自立圏の取組の一環として、へき地医療拠点病院の指定を受けている(1)の中核的な病院が遠隔医療を行う場合にあっては、へき地保健医療事業実施計画に計上された遠隔医療システム運営に要する経費に対する特別交付税措置を引き上げることとしている。

	通常	定住自立圏
措置率	0.6	0.8

①対象団体

定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した近隣市町村。

7. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加（担当：自治財政局財務調査課）

辺地度点数の算定要素のひとつとして、近傍の市役所等までの最短の距離を定めているが、定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、中心市の市役所までの最短の距離を算定することができることとしている。

8. その他

「定住自立圏構想推進のための地方財政措置について（通知）」（平成21年4月1日付け総行応第33号総務省地域力創造グループ地域政策課長通知）は廃止する。